

特定非営利活動法人レインボーさいたまの会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人レインボーさいたまの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県東松山市大字柏崎534番5に置く。

(目的)

第3条 この法人は、性的マイノリティ当事者など様々な困難を抱えながら生活している人々が自分らしく生きていけるように、性自認・性的指向に起因する差別、偏見の解消、そして性的マイノリティ当事者が抱える生活上の様々な問題を解決し、それにより多様性を尊重する地域社会を構築する事に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 性的マイノリティ当事者に配慮した関連施策を求める政策提言事業
 - ② 行政機関、学校、各種団体へ人権や多様な性への理解を求める教育事業(講演会やシンポジウム等の開催、講演会等への講師派遣)
 - ③ イベント開催等の社会啓発事業(パレードやブース出展などの啓発イベント、性的マイノリティ及びアライ(支援者)が悩みや問題を共有できる交流会及び居場所づくり)
 - ④ 企業・自治体の性的マイノリティ対応等に関するコンサルティング事業

- (2) その他の事業
 - ① 公告掲載事業
 - ② 物品販売

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) サポーター会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、8条に定める者を除いて、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、当会の目的及び活動方針に賛同し、当会に入会したい旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(反社会的勢力およびその構成員の排除)

第8条 次に掲げる者は当会への入会をすることができず、また該当する事実が発覚した段階で、第13条に定める弁明の機会を与えること無く、除名処分とする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(入会金及び年会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(禁止事項)

第11条 法人の目的を達成させるために正会員およびサポーター会員に以下の行為を禁止する。

- (1) 超党派、無宗教であるため、会員間および情報共有スペースでの特定の政党支部、宗教等への勧誘を禁止する。
- (2) 会員間および情報共有スペースで知り得た個人情報や議員名などの機密情報を、インターネットや関係者外へ漏洩する行為、情報共有スペースやインターネット上で特定の人や団体を誹謗中傷することを禁止する。
- (3) 法人の目的達成以外の用途で、役員に書面にて承諾を得ず、法人の名前を無断使用することを禁止する。

(退会)

第12条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書等で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会において理事総数の過半数の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) 正会員および個人・法人サポーター会員や関係者に対して、性自認や性的

指向等のアウトティングを含む各種ハラスメント行為が発覚したとき。

(4) 第11条記載の行為またはこれに類する行為が発覚したとき。

(抛出金品の不返還)

第14条 既に納入した入会金、年会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人以上を代表理事に選任する。
理事のうち、1人以上を副代表理事に選任することができる。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第16条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。ただし、代表理事が複数名いる場合に限り、総会の決議をもって代表理事の個別の業務について権限または職務を制限することができる。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見

を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

- 第17条 役員任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 3 役員は、再任されることができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

- 第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

- 第19条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

- 第20条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第21条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長、事務局次長、顧問、その他の職員を置くことができる。
- 2 事務局長、事務局次長、顧問その他の職員は、代表理事が任免する。
 - 3 事務局長は、代表理事、副代表理事の職務を補佐するとともに、日常の業務を統括し、円滑な業務の運営に努める。
 - 4 事務局次長は、代表理事、副代表理事、事務局長の職務を補佐するとともに、日常の業務を処理し、円滑な執行に務める。
 - 5 顧問は、理事に対して必要な助言を行う。

第4章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び年会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 代表理事が複数名いる場合に限り、代表理事の個別の業務についての権限または職務の制限
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面

又は電子メール等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第28条 総会は委任を含め正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。
なお、出席の意思表示がない場合は、議長に一任したこととみなす。

(総会の議決)

- 第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

- 第30条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メール等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
 - 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名又は署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第29条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会員の除名
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から12日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から選出する。

(理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名又は署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び年会費

- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分及び管理)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

- 2 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場・電子公告に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	大澤由枝子
代表理事	川崎 省一
代表理事	鈴木 翔子
理事	橋本 優樹
理事	吉田 奉裕
監事	筒井 晶子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から当初の事業年度の終結の日に係る通常総会開催の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和6年5月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立当初に会員になる者の入会金及の支払いは、当法人の設立登記が完了した後に指定の銀行口座に振り込むこととする。
 - (1) 正会員
 - ① 入会金 金0円
 - ② 年会費 金5000円
 - (2) サポーター会員 年会費
 - ① 個人 金3000円
 - ② 法人 金5000円

記検例1 (法第10条第1項第2号イ項関係) ←申請の際は削除

役員名簿

特定非営利活動法人レインボーさいたまの会

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	スズキショウコ 鈴木翔子	[Redacted]	無
理事	カワサキショウイチ 川崎省一		無
理事	オオサワユエコ 大澤由枝子		無
理事	ハシモトユウキ 橋本優樹		無
理事	ヨシダトモヒロ 吉田奉裕		無
監事	ツツイアキコ 筒井晶子		無

(備考) 以下、申請の際は削除

- 1 用紙の大きさ 日本産業規格A列4番
- 2 特定非営利活動法人〇〇〇〇には、認証を受けようとする法人の名称を記載してください。
- 3 「役名」の欄には、「理事」、「監事」の別を記載してください。(団体内部の役名(代表理事など)ではなく、法律上の「理事」又は「監事」を記載)
- 4 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法の施行に関する条例第2条第2項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 5 「役員報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。(役員総数に対する報酬を受ける役員数の割合は、3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ))
- 6 名簿の行数は、人数に合わせて増減してください。

設立趣旨書

1 趣旨

設立しようとする当法人は、埼玉県内の性自認・性的指向に起因する差別、偏見の解消、そして性的マイノリティ当事者が抱える生活上の様々な問題を解決し、性的少数者など様々な困難を抱えながら埼玉県内で生活している人等が、自分らしく生きていけるように、多様性を受容する地域社会を構築するための活動を推進することを目的としております。

具体的には、性的マイノリティ当事者に配慮した施策を求める活動や、講演会、シンポジウムの開催などを行っております。

当初は任意団体として活動を行っていましたが、今後も継続的（長期的）に活動を行っていくこと、活動の範囲を拡大していくこと等を目的に特定非営利活動法人を設立することを決定いたしました。

2 申請に至るまでの経過

埼玉県内の性的少数者やそのパートナーと家族を中心に、約30人の有志が集まり、設立発起人の意見に賛同した後、それぞれの意思確認を行いました。

また、令和5年4月19日に設立総会を開催し、新たに社員（正会員）となる者全員が出席し、各種議案が承認可決されました。

令和5年4月19日

特定非営利活動法人レインボーさいたまの会
設立代表者

氏名 鈴木翔子

令和5年度 事業計画書

特定非営利活動法人 レインボーさいたまの会

1 事業実施の方針

性的マイノリティ当事者など様々な困難を抱えながら生活している人々が自分らしく生きていけるように、性自認・性的指向に起因する差別、偏見の解消、そして性的マイノリティ当事者が抱える生活上の様々な問題を解決し、それにより多様性を尊重する地域社会を構築する事に寄与することを目的とし各事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項（成立の日～令和6年5月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込み額 (千円)
行政機関、学校、 各種団体へ人権や 多様な性への理解 を求める教育事業	行政機関を対象とした 講演会・シンポジウム等 の開催	随時	県内等	5人	自治体職員・議員等 50人 X 2回	200千円/回
	各種団体の講演会等へ の講師派遣	随時	県内等	延べ 30人	自治体・企業・各種団体等 50人 X 20回	500千円
	教育機関等への講師派 遣・意見交換	随時	県内等	延べ 10人	教職員・生徒等 50人 X 5回	80千円
性的マイノリティ 当事者に配慮した 関連施策を求める 政策提言事業	自治体・議員等への政策 提言	随時	県および各 市町村等	延べ 30人	自治体担当課・議員 等 5人 X 20回	60千円
	関連団体への政策提言	随時	県内等	延べ 4人	各種団体職員 5人 X 2回	8千円
イベント開催等の 社会啓発事業	啓発イベントへの出展	未定	県内等	10人 X 3回	各イベント参加者 延べ 1000 人	100千円
	啓発動画制作		県内	5人	動画視聴者 500人	500千円
	居場所づくり	毎月3回	オンライン 県内随所	2人 x 36回	当事者・家族・支援 者等 10人 x 36回	20千円
企業・自治体の性 的マイノリティ対 応等に関するコン サルティング事業	企業等へのコンサルテ ィング	随時	主に県内事 業所等	延べ 20人	主に県内事業者 延べ 500人	40千円

特定非営利活動に関わる事業支出見込み計 1,708千円

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	支出見込み額 (千円)

令和6年度 事業計画書

特定非営利活動法人 レインボーさいたまの会

1 事業実施の方針

性的マイノリティ当事者など様々な困難を抱えながら生活している人々が自分らしく生きていけるように、性自認・性的指向に起因する差別、偏見の解消、そして性的マイノリティ当事者が抱える生活上の様々な問題を解決し、それにより多様性を尊重する地域社会を構築する事に寄与することを目的とし各事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項（令和6年6月6日～令和7年5月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)	
行政機関、学校、各種団体へ人権や多様な性への理解を求める教育事業	行政機関を対象とした講演会・シンポジウム等の開催	随時	県内等	5人	自治体職員・議員等	50人 X 2回	200千円/回
	各種団体の講演会等への講師派遣	随時	県内等	延べ30人	自治体・企業・各種団体等	50人 X 20回	500千円
	教育機関等への講師派遣・意見交換	随時	県内等	延べ10人	教職員・生徒等	50人 X 5回	80千円
性的マイノリティ当事者に配慮した関連施策を求める政策提言事業	自治体・議員等への政策提言	随時	県および各市町村等	延べ30人	自治体担当課・議員等	5人 X 20回	60千円
	関連団体への政策提言	随時	県内等	延べ4人	各種団体職員	5人 X 2回	8千円
イベント開催等の社会啓発事業	啓発イベントへの出展	未定	県内等	10人 X 3回	各イベント参加者	延べ1000人	100千円
	啓発動画制作		県内	5人	動画視聴者	500人	500千円
	居場所づくり	毎月3回	オンライン 県内随所	2人 x 36回	当事者・家族・支援者等	10人 x 36回	20千円
企業・自治体の性的マイノリティ対応等に関するコンサルティング事業	企業等へのコンサルティング	随時	主に県内事業所等	延べ20人	主に県内事業者	延べ500人	40千円

特定非営利活動に関わる事業支出見込み計 1,708千円

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額(千円)

令和5年度 活動予算書
(成立の日から令和6年5月31日まで)

特定非営利活動法人 レインボーさいたまの会
(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50,000	0	
賛助会員受取会費	200,000	0	250,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	136,000	0	136,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000	0	500,000
4 事業収益			
講師派遣事業収益	1,000,000	0	1,000,000
5 その他収益			
受取利息	10	0	
雑収益	0	0	10
経常収益計(A)	1,886,010	0	1,886,010
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
臨時雇賃金	0	0	0
法定福利費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
消耗品費	168,000	0	168,000
外注費	720,000	0	720,000
講演日当	500,000	0	500,000
旅費交通費	300,000	0	300,000
車両費	0	0	0
水道光熱費	0	0	0
地代家賃	0	0	0
減価償却費	0	0	0
保険料	20,000	0	20,000
その他経費計	1,708,000	0	1,708,000
事業費 計	1,708,000	0	1,708,000
2 管理費			

(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	30,000	0	30,000
旅費交通費	20,000	0	20,000
通信運搬費	84,000	0	84,000
水道光熱費	0	0	0
地代家賃	40,000	0	40,000
雑費	4,010	0	4,010
その他経費計	178,010	0	178,010
管理費 計	178,010	0	178,010
経常費用計(B)	1,886,010	0	1,886,010
当期経常増減額(A-B)	0	0	0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計(C)	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計(D)	0	0	0
経費区分振替額(E)	0	0	0
① 当期正味財産増減額(A-B+C-D+E)	0	0	0
② 設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額(①+②)			0

令和6年度 活動予算書
(令和6年5月31日から令和7年5月31日まで)

特定非営利活動法人 レインボーさいたまの会
(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50,000	0	
賛助会員受取会費	200,000	0	250,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	136,000	0	136,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000	0	500,000
4 事業収益			
講師派遣事業収益	1,000,000	0	1,000,000
5 その他収益			
受取利息	10	0	
雑収益	0	0	10
経常収益計(A)	1,886,010	0	1,886,010
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
臨時雇賃金	0	0	0
法定福利費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
消耗品費	168,000	0	168,000
外注費	720,000	0	720,000
講演日当	500,000	0	500,000
旅費交通費	300,000	0	300,000
車両費	0	0	0
水道光熱費	0	0	0
地代家賃	0	0	0
減価償却費	0	0	0
保険料	20,000	0	20,000
その他経費計	1,708,000	0	1,708,000
事業費 計	1,708,000	0	1,708,000
2 管理費			

(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	30,000	0	30,000
旅費交通費	20,000	0	20,000
通信運搬費	84,000	0	84,000
水道光熱費	0	0	0
地代家賃	40,000	0	40,000
雑費	4,010	0	4,010
その他経費計	178,010	0	178,010
管理費 計	178,010	0	178,010
経常費用計(B)	1,886,010	0	1,886,010
当期経常増減額(A-B)	0	0	0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計(C)	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計(D)	0	0	0
経費区分振替額(E)	0	0	0
① 当期正味財産増減額(A-B+C-D+E)	0	0	0
② 設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額(①+②)			0